

# 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し

現  
行

## 難病法

(※) 指定難病(338種類)の医療費等に係る助成金

都道府県は、特定医療費(※)の支給認定を行う際、

- ✓ 認定を受けた患者が医療を受ける指定医療機関を定め、
- ✓ 当該**指定医療機関の個別の名称**等を記載した医療受給者証を交付しなければならないとされている。

医療受給者証

病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

## 支障

- ✓ 利用する指定医療機関を新たに定め又は変更する場合には、その度に変更の手続きを行う必要。



駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要…



**患者・都道府県双方の負担が大きい**

(参考) 変更申請のうち指定医療機関の追加・変更に係るものの割合：  
約7割 (3,362/4,906件) (R元年度、茨城県)

見  
直  
し  
後

- ✓ 医療受給者証の記載事項の例示から、「指定医療機関の名称」を削除
- 患者が医療を受ける**指定医療機関**について、医療受給者証への**包括的な記載**が可能に

医療受給者証

例：●●県の指定医療機関

## 効果



**患者・都道府県の負担軽減**



現  
行

## 障害者総合支援法

- **原則**として、介護保険サービス・障害福祉サービスの実施主体は、それぞれ住所地・居住地の市町村。
- 福祉施設所在市町村への財政的負担の偏りを是正するため、**法が対象とする施設**について、**施設入所前の住所地・居住地の市町村**がサービスの実施主体となる**特例**がある。
- ただし、障害福祉サービスの居住地特例については、**介護保険施設等<sup>(注)</sup>は特例の対象施設に含まれていない**。

(注) 「介護保険施設等」… 具体的には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、老人保健施設、介護療養型医療施設等。

## 支障

- 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、
  - ① 利用申請を行う市町村が障害福祉サービスと介護保険サービスとで異なり、**入所者の事務負担増**
  - ② **介護保険施設等が所在する市町村に財政的負担が偏る**



見  
直  
し  
後

- 特例の対象施設に**新たに介護保険施設等を追加**する。
- ⇒ これらの施設の入所者についても、**施設入所前の居住地の市町村が、引き続き障害福祉サービス等の実施主体**となる。

## 効果

- ① 障害福祉サービスと介護保険サービスの利用申請を行う市町村が一本化され、**入所者の事務負担軽減**
- ② **介護保険施設等が所在する市町村への財政的負担の偏りが是正**



# 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し

現  
行

○ 70～74歳の国民健康保険の被保険者の自己負担割合※は、市区町村において、まず所得による判定で割合（2割か3割）を決定。

※医療機関等を受診した際に被保険者が支払う一部負担金（医療費の自己負担分）を算出するための割合

○ 上記判定で3割となっても、収入が一定額未満であれば軽減措置が適用され2割となるが、市区町村への申請書の提出が必要。

## 支障

市区町村の保有する収入情報で判定が可能である場合も、申請書の提出が必要。

制度が複雑なため、実態として、市区町村から対象者全員に申請の勧奨通知を送付。

**×** 被保険者、市区町村等双方の負担に



## 省令の改正

見  
直  
し  
後

市区町村で保有する被保険者等の収入情報により、判定が可能であれば、申請が不要に



## 効果

申請に係る被保険者等の負担が軽減

勧奨手続きなど市区町村の事務負担が軽減



※後期高齢者医療も同様の措置内容が講じられる

# 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化

現行

小児慢性特定疾病の指定医の指定申請は、  
複数の医療機関に勤務し、その勤務地の自治体  
が異なる場合、各々の勤務地のある都道府県、指  
定都市、中核市及び児童相談所設置市への申請  
が必要



## 支障

- 医師：
  - ・勤務地がある複数の自治体  
に申請が必要であり、  
事務負担が大きい
  - ・複数の自治体ごとに通知書の  
交付や公表等の事務が発生し煩雑
- 自治体：  
申請数が多く事務負担が大きい



児童福祉法施行規則及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用  
均等・児童家庭局母子保健課長)の改正

見直し後

## 申請先を一元化

診断を行う医療機関のある都道府県、  
指定都市、中核市又は児童相談所設置市のうち  
主として診断を行う医療機関のある1か所にのみ  
申請すれば足りることとする



## 効果

- 複数の医療機関に勤務する指定医の  
負担軽減に繋がる
- 申請件数が減少し、  
行政の効率化に繋がる



# 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し

現行

○農地において埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査を実施する場合、**農地法に基づく一時転用許可が必要。**

※ 試掘調査は、重機や人力で事業予定地の表土を剥ぎ、掘り下げながら遺物や遺構の有無、土層を確認することにより行われ、基本的に1日～数日程度で原状復旧がされるもの。



## 支障

○**一時転用許可の手続きに時間を要するため**、試掘調査を速やかに実施することができず、**開発事業の遅れ**や地方公共団体の**事務負担**が生じている。



文化財保護部局  
(教育委員会等)



農地転用許可権者

## 農地法施行規則の改正

見直し後

○事例調査の結果、試掘調査については、周辺農地の営農条件への支障が認められなかったことから、**一時転用許可を不要とする。**

※ 文化財保護部局に対し、適切な被害防除措置を講ずることなどの技術的助言を周知。



文化財保護部局  
(教育委員会等)



農地転用許可権者

## 効果

○**開発事業の円滑化及び文化財保護の推進が図られる**とともに、**地方公共団体の事務負担が軽減。**



現  
行

○**地域公共交通**に関しては、

- ①地域協議会
  - ②地域公共交通会議
  - ③地域公共交通活性化協議会
- の**3つの協議会等が存在**。

(設置根拠、協議内容、主催者等に差異あり。)



**支障**

- バス路線の休廃止**については、  
単一市町村内で完結する  
路線であっても、  
**都道府県が主催する  
地域協議会で協議する  
こととなっている。**



**道路運送法施行規則の改正**

見  
直  
し  
後

○**単一市町村内で完結するバス路線の休廃止に  
ついて、**

- ① **市町村主催の地域公共交通会議又は地域公共交通活性化協議会で協議することを可能とする。**
- ② **市町村が地域協議会を主催することを可能とする。**

※ 地域公共交通会議においては、路線バスの運賃等の協議が行われる。  
※ 地域公共交通活性化協議会においては、地域の公共交通に関するマスタープラン(地域公共交通計画)に関する協議が行われる。

**効果**

- 地域の実情に応じ、3つの協議会等の開催等に関し、  
より柔軟な対応が可能となり、  
地方公共団体の事務の  
効率化及び  
総合的な政策決定の円滑化  
に資する。**



# 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大 (地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務)

現  
行

## 住民基本台帳法

- ①国土調査法に基づく地籍調査の実施・通知
- ②空家法<sup>(注)</sup>に基づく空家等に関する調査
- ③水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定申請等を行うために、**住民票の写し等の市区町村への請求(公用請求)や添付が必要となる。**

所有者等が不明の空家等

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



## 支障

- 公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、**所有者等の現住所の特定に時間を要する上、対応する市区町村の事務負担となる。**

事業等実施者  
(地方公共団体)



公用請求

住民票の写し等の交付

市区町村



見  
直  
し  
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用  
できる事務に国土調査法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを  
利用することにより、  
○所有者等の現住所の特定が容易に  
○住民票の写しの添付が不要に



## 効果

- 速やかな所有者等の現住所の特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**
- 市区町村では、公用請求への対応が減少し、**行政事務が効率化**
- 申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



(注) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)